

ボイラー・圧力容器安心倶楽部規則

(名称及び事務局)

第1条 本倶楽部は、ボイラー・圧力容器安心倶楽部（以下「倶楽部」という。）と称し、事務局を一般社団法人日本ボイラ協会（以下「協会」）内に置く。

(目的)

第2条 倶楽部は、協会の事業活動に関する情報及び東京海上日動火災保険株式会社のボイラー・圧力容器安心保険に関する情報を本倶楽部メンバーに提供することにより、ボイラーと圧力容器による事故、災害、大気の汚染、地球温暖化の防止等に資することを目的とする。

(活動内容)

第3条 倶楽部は、その目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- ① 協会が行う講習、図書出版、各種イベント等に係る情報提供
- ② 東京海上日動火災保険株式会社のボイラー・圧力容器安心保険に係る情報提供
- ③ その他本倶楽部の目的を達成するために必要な事項

2 倶楽部メンバーは、倶楽部の目的の達成に努めるものとする。

(資格・特典)

第4条 倶楽部メンバーは、事業活動においてボイラー又は圧力容器を所有又は使用する事業場又は個人であって、倶楽部の目的に賛同するものとする。

2 倶楽部メンバーは、東京海上日動火災保険株式会社のボイラー・圧力容器安心保険に加入することができる。

(登録・抹消手続き)

第5条 本倶楽部への登録は、協会ホームページの「登録フォーム」から行うものとする。

(料金)

第6条 倶楽部メンバーへの登録は随時可能であり、登録とその維持、抹消に係る料金は無料とする。

附 則

この規則は、2024年8月1日から施行する。